

第四十六回
参議院建設委員会會議録第十四号

(三二二)

昭和三十三年三月十九日(木曜日)
午後一時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君

委員 岩沢 忠恭君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小柳 勇君
小山邦太郎君
瀬谷 英行君
田中 一君
中尾 辰義君
田上 松衛君

建設大臣 河野 一郎君
建設政務次官 鴨田 宗一君
建設大臣官房長 平井 學君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
事務局側 常任委員 中島 博君
会専門員

本日の會議に付した案件
○日本住宅公団法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

先ほどの委員長及び理事打ち合わせ会の結果を御報告いたします。

本日は、前回に引き続き、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案に対する質疑の後、討論、採決を行ないます。

次に、産業労働者住宅資金融通法等の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

○委員長(北村暢君) それではこれより本日の議事に入ります。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の質疑を続けます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、先般、国土建設基本構想の中に盛り込んでありますところの宅地造成等の大体的な計画案を持っていますかどうか、そうして、たとえば予算の規模というものが、すなわち宅地の規模になるかと思うのです。たとい高いところであるうと適地は買いうのか、あるいは一応標準の地価のところを求めるといふことになるのか、どちらかにきまると思ふのですが、住宅公団または住宅金融公庫等が、あるいは住宅金融公庫の融資を受けて行なおうとする団体等が、同じ土地を競合して買ひあさるというふうなことはありはしないか、また、いままでにもそういう事実があったのではないか、こういう点を伺っておきたいと思ふのです。常に地価の値上がりというものが、いわゆる

安い土地が、国の機関から出る資金で、高い土地であるうとも安いというふうな通念を持っておるのが国民でありますから、それに殺到する、それだけに、同じような土地を、また、近い土地を競合して買ひあさるというふうなことがあつてはならぬと思ふのです。長期の計画があるかどうか、この点を伺っておきたいのです。

○國務大臣(河野一郎君) たいへん適切な御質問でございますが、実は、前回も非常にけっこうなことをだんだん伺つてまいりましたので、さつそく住宅公団の總裁を呼びまして、自今、道路局、都市局、首都圏整備委員会、これらと十分合議をした上で、なるべく、団地は好ましくない、新市街地の開発ということに根本的に切りかえたほうがよいという指示をいたしました。ただいまの御質問につきましても、むろん注意をして、そういうことのないように金融公庫等におきましては調整をしておること考えますけれども、もちろん、それで十分ということとは考えません。したがって、御趣旨の点十分体しまして、いま申し上げましたように、今後は、従来の宅地適地よりも、なるべく新市街地の造成であるとか、もしくは工場の周囲につくるといふようなことを主として奨励をいたしまして、事情やむを得ないものは、むろん、それは旧市街地であつてもやむを得ませんけれども、そういうことのないように心がけてまいるようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 東京都というか、あるいは首都圏という考え方になりますか、数年前から問題になっておりますところのベルト地帯、緑地帯というものが設定されております。しかし、これは現在においては、もはやその性格というものが非常に変わつておる。たとえば江戸川の手前から、緑地帯というものが設定されておりますけれども、これは十何年前の計画であつて、実態として調べてみると、それらはもう緑地帯ではなくして、あるいは工業地帯になつておる、あるいは住宅地帯になつておるという点が多々ある。三多摩の方面に参りますと、これは厳として緑地帯としての指定が解かれないうで、そうしてここならば最適であるうという地区も開発されないうで。力関係でいつの間にかそれが部分的になされるものもありますけれども、この住宅公団、住宅金融公庫、また、この融資を受ける各機関等に、もはや日本の現状というものは、日本というか、東京都の現状というものは、首都圏の現状というものは、いままで設定された緑地帯が、そのまま温存されなければならぬという状態ではなからうと思ふのです。建設大臣が、おそろしくいままで長期にわたつてそれらの実態、経済的な効果、実情というものを対する検討は進めてきておるものと考へております。ベルト地帯に対しては、どういう考へを持っておりますか、むろん私どもは、住宅地というものは緑地地帯があり、山があり、池があるという状態が最適地と思つております。しかしながら、戦後において敷かれたところのこの現在の緑地地帯というものが、私はそのままでその効果を發揮し得ないものだと思います。それを除く地区におけるところの民有地というものは、それぞれ開発されてきている現状から見ても、相当考慮しなければならぬ点があるのではないかと、また、その時期ではないかというように考へます。これは、都市局長はきよう呼んでおりませんが、そのほうの関係の人が来れば、詳細大臣もおわかりと思ひますけれども、その点を一つ一つ答弁していただきたいのです。で、これは首都圏整備委員会の委員長として、かつまた、かかる宅地開発融資ということ考へておられるところの建設大臣として、もしも、いまここで事務当局はいろいろ調査をしているというものが、御報告がいまいけないらば答弁しないでいただきたいのです。答弁されて当然困る人たちが出てくると思ひます。また、時間もちよつとあるようです。また、都市局長でも呼んで……

○國務大臣(河野一郎君) 呼ばなくてもけっこうです。

○田中一君 だいたいようぶですか。

○國務大臣(河野一郎君) だいたいようぶです。

○田中一君 大臣の発言によつて、将来、自分の私権というものが相当強く制約される者も出ますし……

○國務大臣(河野一郎君) ただいま御指摘の緑地地帯、これにつきまして

は、その趣旨が不徹底でありま
す。たとえて申しますれば、埼玉県の
川口、大宮、浦和等におきましては、
ほとんど有名無実になっておるとい
うことを陳情を受けております。いまお
話のとおり、一部においては、非常
に強くこれを指摘されてきて、たとえ
ば、そこに工場がどうであるとか、住
宅の建設がどうであるとかいうことが
非常に強く言われて、私権を押えてい
る場所もあるというところのために、私
も、これが扱いに非常に苦慮いたして
おります。しかし、何ぶんにも綱をか
けただけであって、たいした保証がし
てあるわけでもありませんので、そう
いうふうな、これを侵す人があるから
といって、どうするということもな
なかつきにくい、このままでどうにも
ならぬじゃないか、まあ法律がおかし
くなつてきつたあるのじゃないか、こ
れをこのままで置くことはいかぬじや
ないかというところで、どういうふう
にこれが善後処置を講ずべきか、善後策
を講ずべきかということについて、確
固たる方針をすみやかに立てなければ
いけない段階にきておるといふところ
まで、私も了承しておりますが、いま
せつかくすみやかに確固たる方針を起
案したまえ——私もこれをどうしてい
いか自分でもまだ見当つきません。か
ら、下僚に調査を命じ、案をつくるこ
とを命じておるのが、現在の段階でご
ざいます。私自身も、これをいまだ
すべきものだという方向、結論はまだ
出しておりません。がしかし、事態
は、いま申しますように、各地におい
て、もう一刻も猶予のできないような
いろいろな場合が起こつておりまし
て、それぞれの局におられるものが非

常に困つていらつしやることも聞いて
おります。事情は、いま申し上げまし
たとおりだと考えますが、何ぶんにも
も、お話が出ましたから申し上げまし
けれども、ひとり緑地地帯の問題だけ
でなしに、都市計画、たとえば東京の
例で見ますと、都市計画そのものは、
は、たびたびやりかえてはみまされ
ども、どういうふうにしていったら
いか。いづれにしても、現在のま
では非常に市民も迷惑でございま
す。また、都市の行政の上からま
ましても、こういうふうにしておく
べきものじゃない。いまもここに参り
すときに私はつくづく思ひましたの
ですが、虎ノ門の一角に立つてなが
まの、東側は、全部高層の建築がで
きておる、西側は、一号国道の西側は、
全くバラックの建物である、だれが見
ても納得も理解もできません、これ
は。さらばといつて、その網のかけて
ある西側の道路をいつ整理するとい
う案は建設省自身持つておりません。建
設省自身も案を持つていなければ、現
状のまま放置して一体いいのかどうか
ということになります、非常に私は
責任を感じざるを得ません。
こういうことは、東京都の場合に、
至るところにそういう問題があるわけ
であります。しかも、それについて具
体的に御質問がないからよろしゅうご
ざいます。具体的に御尋ねを受けれ
ば、建設大臣としてこれに対して答弁
できないというやうな問題が非常に多
いわけでありまして。これ全部建設省の
責任かと——東京都にも相当お考え願
ひなければならぬ問題が多いのでござ
いますけれども、あけて実はそういう
ことになつていっているやうなことで

ございまして、これは、首都圏整備委
員会がございまして、首都圏のほうでも
相当にいろいろ考えなければならぬと
いう一半の責任を負うやうにもなりま
したし、また、都市局自身においても
考えなければならぬという問題もあり
ますし、といつて、事業の主体をや
つておられる東京都においても、おそ
らく現状では、だれもがこれでは困る
といふことだと思つてございまして、
これが解決の道に立つて考えてみま
す、まことに相済みぬこととございま
すが、私自身にも、これを責任持つて
やる、これで私の責任が果たしてい
るのだという自覚はできません。
こういう問題は非常に多い。この現
状をどういうふうにして打開したらよ
ろしいかといふことをときどき考える
のです。田中さんその他の諸先生か
ら、東京の行政機関を全部地方に出し
たらどうかといふやうな御意見がある
ことも、私は思ひ出します。その他終
理からも、官立学校を全部地方に出す
案を考えてみたらどうかという示唆も
受けております。よほど抜本的な案
を——少なくともこの一年内に抜本的
な基本となるべき東京都改革案とい
うものを決定をいたしまして、その上
立つて一切の問題の解決の衝に当たる
といふことでなければ、現状の東京都
を、中小の工場を外に出すとか、新た
にふえる人口を押えるとかいふ程度
のことでは、東京都については、すべ
ての問題がだんだん日増しに行き詰
まつて困難が多くなるばかりである
といふやうに考えますので、私といたし
ましては、総理とも十分相談いたしま
して、この一年以内に、東京都の将来
のあるべき姿について、相当思い切つ

た抜本的な都政改革をやらなきゃいか
ぬ段階であるという認識に立つて、い
ま実は検討をいたしておるわけであり
ます。
この内容等につきましては、また申
し上げる段階でもございませぬし、
軽々にこれを口にするのは、波紋も
大きゅうございましてから口にはいたし
ませんけれども、実はこの一年以内
に、何とか抜本的な結論を得て、そ
して大方の御批判を経て御協力を得たい
と考えておるのでございまして、その
際にひとつあらためて考えたい、こ
う思つております。
○田中一君 まことに、現状を正しく
認識されて一つの方針を打ち出すこと
に對しては、非常に敬意を表すると同
時に、また、その勇氣をたたえるもの
です。ただ、法律の改正によつてこ
うすればいいのだといふことよりも、ま
ず、間近に現行法の中からとれる方法
がたくさんあると思ふのです。これは
もう改良といふことになつてしまふか、現
行法が死んでゐるわけですか、いま御説
明があつた都市計画にしても、いつ実
施をするかわからぬやうな計画を立て
ているが、私権を制限しておる建築基
準法の一部を建設大臣が指定すれば、
その町は直ちにいい町に変わるとい
うものもあるわけですか。これは建築物
の地区の高度制限をきめれば、建設大臣
が指定すればいい。むろん、これには
審議会等の議を経なければ、もう
すればおのずから住民が建設大臣の意
思に沿ふやうな考え方にまとまつてく
る。これに對して住宅資金なりを供給
して、そこに新しい町づくりもできる
のであります。私は側近の諸君がよく
ないと思ふ。ことに一番責任があるの

は東京都です。幾らよい計画をしまし
ても、歴代の東京都知事は行なおうと
しておりません。当然しなきゃならぬ
問題もしいない。いつ実現するかわか
ぬやうなことで私権を制限すること
は、もうあり得ないのでありまして、
建設大臣のいまの説明を聞いて非常に
安心しました。したがって、今回の法
律改正によつて、少なくとも予算上か
ら見ても規模がふえております。その
場合にも一つの問題は、都市計画上の
問題と、もう一つは、住宅金融公庫か
ら資金を受けて、そして宅地造成を行
なうという公団、公社と、これらの競
合のないやうに——かつて戦争中に陸
軍と海軍が飛行場の争奪戦をやしま
した。適地を見つけると、さつそく陸軍
が飛び込む、そうすると海軍がすぐま
たそこへ行つて、これはおれのものだ
と言つて取りつこした例もございま
す。この場合には、土地の価格とい
うものは、強圧で取るのであります。か
ら、住民は問題はありませんが、いま
の場合では、そのためにひとりで価
格は上がつていくのです。もう極論す
れば、国の諸施策が、国民のあわい期
待といふ仮需要によつて地価が上が
ていく。この点もおそらく考へてい
らつしやと思ひますが、断固たる決
意といふものがあれば、そこに投機的
な期待を持たないのです。あいまい
なもので、あちらにも建てる、こちら
にも建てるという考へ方と、それから
宅地造成という住宅政策の一つの
やはり二元化しているといふところに
問題があるのです。同じ行政官庁の建設
大臣のもとに、住宅金融公庫、住宅公団
等、二つの窓口があるといふところに
問題があります。これは側近の官僚諸

君が、やはり一つの機関としての住宅
公団、機関としての住宅金融公庫、こ
れらにも公平な指示、待遇をして、お
のおの職域を確保していこうというこ
ともあるうと思ひますけれども、私は
やはりこういふものは一元化して、か
つて新聞等に発表された、用地公团的
なものを一つくろうではないかという案
も、河野建設大臣は構想を発表したこ
とも聞いておりますけれども、その用
地公団構想というものは是非はここ
で論じません。ただ、できるだけ用地
を確保するというに努力をしてい
ただきたいと思ひます。単に、これ
は建設省所管のものばかりではござい
ません。各省にまたがる、沿線等の用
地の取得についても、同じ問題がござ
いますから、ひとつ閣議等において
も、十分にこの点を戒めておいてい
ただきたいと思ひます。

私は、大体答弁していただければ幸
いですが、二時近いですから、ひとつ答
弁していただいて、私の質疑はこれく
らいでやめておきます。

○国務大臣(河野一郎君) 十分御趣旨
に對して善処いたします。

○瀬谷英行君 田中さんの質問に關連
して、私も若干質問したいと思ひ
ます。

いま建設大臣から、一年以内の東京
都のあるべき姿について、抜本的な施
策を必要とする、それについて検討し
ておられるというお答えがございまし
た。私はやはりこの問題は急を要する
と思ひます。昨日、私も社会党の国
會議員団は、大宮なり、横浜なり、阿
佐ヶ谷なり、京浜東北線、中央線、総
武線等にそれぞれ試乗をしたわけであ
りますが、その運転台に立つて東京駅

まで来る間、各ホームからこぼれ落ち
そうになる乗客の姿を見て、また、電
車が先の電車とつかえちやって、車内
警報器というものが鳴りっぱなしに
なつておる、こういう状態を体験しまし
て、ほんとうに身ふるいをするような
思いがしたのです。さらにこの状態が
どうなるかといふと、埼玉県でい
うならば、たとえば、週刊誌にも出て
おりました、比企郡のどこそこ、い
ま、こういう住宅団地ができてい
ておる、また、どこそこここのうり
っぱな団地ができていっている、そ
れはもう、その団地がいかに理想的な
団地になるかといふことだけを書いて
おる。ところが、そこに住むであらう
ところの人々は、全部東京都へ通勤を
するだらうといふことが予想されてお
る。にもかかわらず、東武鉄道は、い
ままで飽和状態になつておる。国鉄
も同じ状況だ。ああいうような状況を
そのまんまにしておいたならば、来
年、再来年になつたら、どんなこと
なるかといふことをわれわれ心配せざ
るを得ない。そういうことを考えてみ
ますと、これはもう建設省だけの問題
として事を片づけるわけにいかない。
輸送の問題、それから住宅の問題、両
方關連をして措置を講じなければなら
ないのじゃないかといふ気がいたしま
す。そのためにやるべきことは、私
は、何年計画といふふうな長い時間を
かけることはできない、こういう気が
するのでありますけれども、それはす
みやかに即刻にでも対策を講ずる必要
があると思ひます。たとえば輸送問題
については、今後、たとえば輸送問題
等につなげて關連をした対策というも
のが講ぜられないかどうか、その点を

まず第一点として伺ひたいと思ひ
ます。

○国務大臣(河野一郎君) 私もお話
は、そのとおりに承りました。すみやか
に、ただこれが対策として、すみやか
に東京都を中心にして周囲に、鉄道の
ほうは別にいたしまして、道路の交通
網を完備するといふことを可及的すみ
やかにやらなければいかぬといふこと
で、せつかく急いでおりますが、何ぶ
ん限りある予算を、実は都市集中につ
いて批判もある際でございますし、大
都市に非常に緊急な問題のあることを
承認しつつ、地方についてもまた取上
げなければならぬといふような状態に
ありますので、御承知のように、予算
としては、道路の予算も決して私は少
ない予算ではないと思ひます。ございま
すが、まだまだ十分についてございま
るので、たいへん御迷惑をかけておる
ことを遺憾に考へております。一方、
そうして現状について改善をはかると
同時に、抜本的に、東京都内の、ただ
いま申しましたように、学校を移すか
何をするか、東京都の任務、あるべき
姿について、根本的な解決策をきめま
して、そうして朝野を問わず議會が一致
して、御了承を願へば、案を出しまし
て、そうしてこれを最短期間のうちに
でかして上げて人口の疎開をするとい
ふことが一番必要なことだと思ひので
あります。ぜひその案を、早急に取り
組んでみたい、こう考へております。

○瀬谷英行君 それからまたもう一つ
の問題であります。住宅債券につ
いて伺ひたいと思ひます。特別住宅
債券の将来の構想をどういふふうにお
考へになつておるか、つまり債券購入
の応募者はどの程度の所得階層をね
らつておるかといふこと、それから
債券の内容、種類、発行価額、償還方
法、期限、こういったような問題につ
いて、それから住宅の譲り受け人の選
定、その債券の購入者が住宅分譲を受
ける場合に、どの程度の債券を保有し
なければならぬのかといふ問題につ
いて、それから譲渡する住宅の位置の
選定条件と募集方法をどういふふう
にされるのかといふことについて御説明
を承りたい。それから債券によるとこ
ろの住宅分譲価格が、この前の建設委
員会における住宅局長の答弁による
と、一応三百万といふことであらう
けれども、これを五年先にそのくらい
の価格で分譲できるのかどうか。これ
は物価あるいは日本の経済の成長の度
合い、こういうものと關連してくるの
であらうけれども、ここ数年とい
うのは、非常に物価といふものが不安
定でありますから、これから五年先の
ことを考へた場合に、はたして約束さ
れた価格でもって分譲ができるのかど
うかといふ心配が一つあるわけであ
る。日本の経済政策とも關連してまいり
ますけれども、また、たとえば芝の白
金住宅であるとか、あるいは、どこそ
こ住宅といふので内容は、五百八十
万であるとか、三百万であるとか、二
百八十万であるとか、相当な高い金に
なつておりますけれども、これらの金
は一般の庶民が簡単に支出し得る金で
はないといふ気がするのであります。け
れども、ねらいとするところは、価格
はどの程度になるのであるか、あるい
はまた、一般の国民階層の所得とい
うものを、この程度の購入価格でもあ
り心配がない程度にレベル・アップを

するといふ自信があるかどうか、それ
らの点についても伺ひたいと思ひ
ます。

○国務大臣(河野一郎君) 実は私は、
二時から本會議がございますので失礼
させていただきますが、ただいまのお
尋ねのうちの、私からお答えしたほう
が適當であると思はれるものだけお答
えして失礼させていただきます。

第一は、三百万円前後で約束してお
いて、将来上がったときに、それが約
束どおりであるのかどうか、それが約
束どおりであるのかどうか、同時に、
あらためて私からここに明らかにして
おきます。そのために契約と同時に、
たとえば一番上がるであらうと思はる
宅地等については手当てをするとい
ふことにいたしておいて、万全を期
しております。

それから第二に、白金等についてお
話していただきましたが、これは白金に
ついては、御承知のとおり、地代が非
常に割り高であるために、割り高な建
築になつております。こういうところ
についても、実は非常にそのようなも
のに希望者があるものだから、とい
うことでおやりになつたわけでござい
ますが、着手当時、私はおりませんけ
れども、そういうことでやつた。これは
例外でございします。あれをあのま
までは、私も考へておられません。
あとは事務局からお答えいたさせ
ます。

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記を起し
て。

他に御発言もなければ、質疑は尽き
たものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御意見もないようでございますので、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(北村暢君) 異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

日本住宅公団法等の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって、本案は、全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(北村暢君) 速記起こして、暫時休憩いたします。

午後二時十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、下水道整備促進に関する請願

(第二二四号)

一、河川法案等反対に関する請願

(第二三六号)

第二二四号 昭和三十九年三月十一日受理

下水道整備促進に関する請願

請願者 札幌市長 原田与作外

四十四名

紹介議員 森田 タマ君

北海道における下水道事業に対し、左記事項の実現について特段の配慮を賜わりたいとの請願。

一、下水道及び終末処理場緊急整備五箇年計画をすみやかに閣議決定されたい。

二、生活環境施設整備緊急措置法をすみやかに制定されたい。

三、北海道の昭和三十九年下水道(公共下水道、都市下水道、終末処理場)建設事業に対する国庫補助金十二億七千万円以上を確保されたい。

四、北海道の昭和三十九年度の下水道(公共下水道、都市下水道、終末処理場)建設事業に対する起債を大幅に拡大し、償還年限の延長と利率の引き下げ措置を講ぜられたい。

五、水洗便所の設置促進のため積極的な助成措置を講ぜられたい。

一の理由

下水道の計画的な整備を期するため、建設省においては下水道緊急整備五箇年計画を、厚生省においては終末処理施設緊急整備五箇年計画をそれぞれ策定されているが、現下の下水道整備の緊急性にかんがみ、国の重要施策とし

て、本年度中に必ず閣議決定を行ない、下水道整備の画期的な促進が期せられるよう強力な措置を講ずべきである。

二の理由

第四十三回国会において廃案となつた本法案の制定を図り、これが立法化にあたつては、下水道事業の公共的性格にかんがみ、現行の国庫補助率三分の一を二分の一に引き上げ、下水道整備を強力に促進されるべきである。

三の理由

下水道は都市における浸水の防止、生活環境の改善及び公共水汚濁防止上不可欠の施設であり、更に、道路管理の基礎的施設である。特に、北海道においては第二期北海道総合開発計画が三十八年度から実施されているが、道路及び河川の利用並びに産業立地条件の整備、都市形成上、最も重要かつ急務を要する下水道の普及が著しく遅れており、早急に大幅に拡充促進を図る必要がある。

四の理由

下水道事業に対する起債は、年々増大しているが、立遅れている下水道の整備を図るためには不十分な状態である。

五の理由

北海道は特に積雪寒冷の地という特殊条件下にあるため、水洗便所等の構造も寒冷地に適したものを考慮しなければならず、他府県の場合よりも多額の資金を必要とする。

第一二二六号 昭和三十九年三月十一日受理

河川法案等反対に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町

川合七〇 太田ひで外
千百二十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。